

医政地発0822第2号  
医政看発0822第1号  
平成30年8月22日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省医政局看護課長  
( 公 印 省 略 )

「平成30年度在宅医療関連講師人材養成事業（訪問看護分野）」の実施について

厚生労働省では、地域で訪問看護に従事する人材の育成事業を支えることができる講師人材を養成するため、「平成30年度在宅医療関連講師人材養成事業（訪問看護分野）」を実施します。

今般、本事業の受託者である一般社団法人全国訪問看護事業協会において、別紙のとおり、訪問看護師等を対象とした研修会「訪問看護講師人材養成研修会」を開催することとなりました。

貴職におかれましては、本研修会の趣旨を御理解の上、下記のとおり研修受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

なお、推薦に当たっては、貴都道府県の都道府県看護協会、都道府県訪問看護ステーション連絡協議会などと十分に協議いただきますようお願いいたします。

また、昨年度より、各地域の実情にあわせた訪問看護の人材育成事業の企画や運営の推進に資する取組の一環として、推薦いただいた看護師と共に、貴都道府県の訪問看護担当者についても御参加いただくこととしておりますので、受講者の推薦に当たっては御留意ください。

記

#### I. 開催要項

名称：訪問看護講師人材養成研修会

日時：平成30年11月30日（金）9:00～16:30

会場：C I V I秋葉原研修センター

（〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5-10 相鉄万世橋ビル 2・3・4階）

## II. 受講者の推薦について

### 1 受講者の要件

- ① 訪問看護経験が豊富で、今後、訪問看護人材の育成に関する研修の講師人材等として活躍できる看護師であること。
- ② 地域で訪問看護の推進・普及に関する研修の企画・運営を行うことができる看護師であること。
- ③ 平成 28 年度訪問看護ハイレベル人材養成研修会又は平成 29 年度訪問看護講師人材養成研修会を受講していない者であること。

### 2 選定

上記受講者の要件を満たす者を都道府県看護協会（在宅担当）、訪問看護ステーション連絡協議会などからの選定に基づき、都道府県が推薦する。

### 3 行政担当者の参加

本研修会に参加する都道府県の訪問看護担当者についても、推薦する受講者の登録と併せて御登録ください。

### 4 参加人数

原則 3 名（都道府県が推薦する看護師 2 名と都道府県の訪問看護担当者 1 名）

### 5 登録方法

必要事項を御記入のうえ、登録先まで御登録ください。

必要事項：（都道府県が推薦する看護師について）参加者の所属先の所在地が属する市町村名、参加者の所属先の名称、参加者の氏名、参加者の連絡先  
（都道府県の訪問看護担当者について）参加者の氏名、参加者の連絡先

登録先：[zaitaku@mhlw.go.jp](mailto:zaitaku@mhlw.go.jp)（厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室）

### 6 登録期限

平成 30 年 9 月 28 日（金）